

第9期美濃市高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）における 基礎調査分析及び策定支援業務委託に係る仕様書

1 業務名

第9期美濃市高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）における基礎調査分析及び策定業務委託

2 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

3 業務の目的

本業務は、高齢者の福祉の増進を図り、介護保険事業の円滑な実施を推進するための計画を策定することを目的とする。各種基礎調査及び分析に基づくサービス見込み量の推計から、地域が目指すビジョンを明確にし、そのビジョンを達成するための目標値の設定とサービス提供体制を構築するための計画書を作成する。

4 業務内容

（1）基礎調査

第9期美濃市高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）における基礎調査分析及び策定業務委託特記仕様書（基礎調査分）による。

（2）計画策定

第9期美濃市高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）における基礎調査分析及び策定業務委託特記仕様書（計画策定分）による。

5 業務委託料

上限額 3,672,000円 予定（消費税・地方消費税含む）

※うち令和4年度上限額 1,672,000円

令和5年度上限額 2,000,000円

ただし、委託料の支払いについては、年度ごとの上限額に応じた支払いとする。

6 その他

（1）業務体制の確保

本業務の履行にあたっては、過去に同種の計画策定業務経験があるなど、介護保険制度や高齢者福祉に精通した者を業務責任者とする。また、契約締結時に業務の推進体制についてあらかじめ報告をすること。なお、不測の事態により本業務が遂行できない状況が生じた場合は、同等の能力を有するものを配置すること。

（2）行政資料の貸与

本業務の履行にあたり、必要となる行政上の資料等については、その都度、発注者が

受注者に貸与する。受注者は、貸与された資料について十分な注意を払い取扱うものとし、発注者の許可なく第三者に公表又は貸与してはならない。なお、受注者は貸与の必要がなくなった場合は、速やかに返却すること。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(4) 打合せ等

受注者は、発注者と協議の上、定期的な打合せを行い、確認事項については記録を作成して後日発注者の確認を受けること。また、打合せは原則、業務責任者、業務担当者の来庁により行うものとするが、緊急に調整を要する場合などにおいては、電話、電子メールなどによる打合せも可能とする。この場合においても、軽微な事項を除き、確認事項については同様に記録を作成し、後日発注者の確認を受けること。

(5) 経費等

調査票の発送・回収及び会議等の出席に係る交通費等の一切の経費及び資料作成に係る一切の経費は、本委託料に含みものとする。

(6) 再委託の禁止

受注者は本業務を第三者へ委託してはならない。

(7) 成果物の帰属

成果物及び作業工程における書類等に対する権利は、原則として委託者に帰属するものとする。

(8) 疑義等

本基本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、美濃市契約規則によるほか、発注者と受注者は協議を行い決定する。